

自己宛小切手（預手小切手）による振り込め詐欺防止対策「預手プラン」の実施について

しがちゅうしんでは、滋賀県警察本部と協力し、お客さまが振り込め詐欺等の被害に遭われることを防止するために、特にご高齢のお客さまの多額の現金のお引き出し請求時に、現金に替えて自己宛小切手（預手小切手）のご利用をお勧めしております。

なお、本対策による自己宛小切手（預手小切手）は、手数料無料で発行させていただきます。

○自己宛小切手（預手小切手）をお勧めする理由について

- ・自己宛小切手（預手小切手）とは、お客さまから預かりした金額で、当金庫が発行する小切手です。当金庫が支払人となっているため、受け取られた方も安心してご利用できます。
- ・小切手を受け取られた方が現金化する際は、取引金融機関の口座に入金するよう取立依頼をする必要があります。
このため、自己宛小切手を現金化するには一定の時間を要し、支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われても、被害防止と犯人逮捕につながります。
- ・多額の現金を持ち運ぶことに比べ、自己宛小切手は1枚で済みます。
- ・自己宛小切手は紛失や盗難被害に遭った場合でも、現金に比べ、被害を防止できる可能性があります。
- ・小切手に支払う相手を記載していただくことにより、不正に小切手を拾得した第三者に現金化されることを防ぐ効果が期待できます。

○滋賀県警察本部のホームページ

詳しくは下記リンクをご覧ください。

[預金小切手を活用した通報システム「預手プラン」の運用開始！！](#)